

青森県報

号外第七十六号

令和元年
十二月十三日
(金曜日)

目 次

訓 令

- 職員の内免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令…… (人事課) …… 一
- 青森県漁業取締船舶員等に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令…… (同) …… 二

教育委員会

- 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(教職員課) …… 二
- 青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令…… (同) …… 二

人事委員会

- 人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の一部を改正する規則…… (職員課) …… 三
- 人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則…… (同) …… 三
- 人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を改正する規則…… (同) …… 六
- 人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則…… (同) …… 六

訓 令

青森県訓令甲第六号

各 庁
出 中
先 一
機 般
関 般

職員の内免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の内免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員の内免等発令事務取扱規程(昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表27の項を次のように改める。

27 失職	青森県職員 氏 名 地方公務員法第16条第○号の規定に該当し失職	法第16条第○号の区分は、第1号から第4号まで(第2号を除く。)のうちの該当号を入れる。
-------	-------------------------------------	--

第一号様式中「すべて」を「全て」に

14 後見開始若しくは保佐開始の審判又は禁治産若しくは準禁治産の宣告を受けたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	ある場合は、その理由
15 禁錮以上の刑に処せられたこと又は司直の取調べを受けたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	
14 禁錮以上の刑に処せられたこと又は司直の取調べを受けたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	ある場合は、その理由

「16」を「15」に、「17」を「16」に改める。

附則

この訓令は、令和元年十二月十四日から施行する。

青森県訓令甲第七号

序 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県漁業取締船舶員等に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県漁業取締船舶員等に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

青森県漁業取締船舶員等に対する日額旅費支給規程（昭和二十七年四月青森県訓令甲第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「は、定係港」の下に「（当該漁業取締船が通常停泊し、又は係留すべきものと知事が指定した港をいう。以下同じ。）」を加える。

第六条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、定係港以外の地に下船したときは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号（第三号を除く。）又は同法第二十九条第一項各号に掲げる事由により失職し、又は免職となつた者を除き、下船した地から定係港に至る旅費を条例の定めるところにより支給する。

附則

この訓令は、令和元年十二月十四日から施行する。

教育委員会

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第九号様式中「第七号」を「第六号」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 教育職員免許法第五條第一項

三 禁錮以上の刑に処せられた者

四 第一〇條第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

五 第一一條第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加えた者

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

青森県教育委員会

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「かかげる」を「掲げる」に改め、第八号を削り、第九号を第八号とし、同条第二項中「かかげる」を「掲げる」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号。以下「法」という。）第一条に規定する職員から採用する職員</p>	<p>第一項第七号に掲げるもの</p>
<p>法第二条に規定する職員から採用する職員</p>	<p>第一項第一号及び第二号、第四号から第七号までに掲げるもの</p>
<p>任用期間が満了し、引き続き期間を定めて任用する職員</p>	<p>第一項第二号、第五号から第七号までに掲げるもの</p>
<p>非常勤の職員</p>	<p>第一項第五号及び第六号に掲げるもの</p>

第二項第三項中「かかげる」を「掲げる」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年十二月十四日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―三三（失業者の退職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―三三（失業者の退職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三三（失業者の退職手当）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第四条第二項中「起算して一箇月以内」を、「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

間）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び次項の規定は、令和元年十二月十四日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の人事委員会規則七―三三（失業者の退職手当）第二条第四号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の人事委員会規則七―三三（失業者の退職手当）（以下「改正後の規則」という。）第二条に規定する条例第十条第一項に規定する人事委員会規則で定めるものとみなす。

3 改正後の規則第四条第二項の規定は、基本手当に相当する退職手当の支給を受け資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が施行日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

則

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第三2短大卒の項中「三年制の短期大学の卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了」を、「二年制の短期大学の卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了」を加える。

68	別表第七の二の海事職給料表降格時号給対応表中	60 61 62	別表第七の二の警察職給料表降格時号給対応表中	を	別表第七の医療職給料表(二)昇格時号給対応表中	31 31 31 32		
に、		を		41 42 42 42 43 43 43 44 44 44 45 45 46 46		を		
52 54 56 58 60 62 64 66 68		58 59 60 60 61 63		に改める。		に改める。	25 26 26 27 27 28 28 29 29 29 29 30 30 30 30 31 31 31 31	
を		に改める。		13 15		を	に改める。	
53 56 59 62 64 66 68 69 69		51 54 57 60 63 66		を		14 15	42 42 43 43 44 44 45 45 45 46 46 46 47 47	に改める。
に改める。		を		に、		58 58 59		
		52 56 60 64 66						

116 118 120	別表第七の二の研究職給料表降格時号給対応表中	68 69 70 71	別表第七の二の教育職給料表(二)降格時号給対応表中	80 81 82 83	別表第七の二の教育職給料表(一)降格時号給対応表中		
に、		に、		に改める。			
66 68 70 72 74 76 78		95 96 98 100 102 104 106 108 110 112 115 118		90 92 94 96 103 110 117 124		を	73 74 75 76 78 80 82
を		を		を		を	を
67 70 73 76 77 78 79		78 80 82 84 85 86 87 88 90 92 94 96 97 98 99 100 101 102 103 104 107 110 113		91 94 97 100 107 114 121 125		58 60 62 64 66 68 70	74 76 78
に改める。		に改める。		に改める。		を	を
		77 78 79 80 82 84 86 88 89 90 91 92 93 94				59 62 65	

別表第七の二の医療職給料表(一)降格時号給対応表中

52
56
60
64

に改める。

45
46
47
51
55
59
63

を

46
48
50

別表第七の二の医療職給料表(二)降格時号給対応表中

82
84

に改める。

70
72
74
76
79
82

を

71
74
77
80

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準)(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準)(この項において「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表

の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「七里長浜港利用促進監」を「津軽港利用促進監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

第一条 人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「若しくは失職し」を削り、同条第二号中「又は失職」を削る。

第九条第一項第一号中「若しくは失職し」を削る。

第十四条第一項第一号中「百分の百六以上百分の百七十五」を「百分の百十一・

五以上百分の百八十五」に、「百分の百三十・五以上百分の二百十五」を「百分の百三十五・五以上百分の二百二十五」に改め、同項第二号中「百分の九十五・五以上百分の百六」を「百分の百・五以上百分の百十一・五」に、「百分の百十六・五以上百分の百三十・五」を「百分の百二十一・五以上百分の百三十五・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十四・五」を「百分の八十九・五」に、「百分の百四・五」を「百分の百九・五」に改める。

第二条 人事委員会規則七―八〇の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の百十一・五以上百分の百八十五」を「百分の百九以上百分の百八十」に、「百分の百三十五・五以上百分の二百二十五」を「百分の百三十三以上百分の二百二十」に改め、同項第二号中「百分の百・五以上百分の百十一・五」を「百分の九十八以上百分の百九」に、「百分の百二十一・五以上百分の百三十五・五」を「百分の百十九以上百分の百三十三」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十九・五」を「百分の八十七」に、「百分の百九・五」を「百分の百七」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定（第三条及び第九条の改正規定に限る。）は令和元年十二月十四日から、第二条の規定は令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第三条及び第九条の改正規定を除く。）による改正後の人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円七十三銭